

ID: 1100

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	指定建設作業若しくは汚水を排出する工事又は石綿含有建築物解体等工事の改善命令（石綿含有建築物解体等工事に係るものについては、延べ面積が二千平方メートル未満の建築物の工事に限る。）		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第125条第2項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (改善勧告及び改善命令) 第二百五条 知事は、別表第九に掲げる建設作業(以下「指定建設作業」という。)に伴い発生する騒音(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第三項に規定する特定建設作業に係るものを除く。以下この条において同じ。)、振動(振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定建設作業に係るものを除く。以下この条において同じ。)、粉じん又は第二百二十三条第一項に規定する工事に伴い発生する汚水が規則で定める基準を超え、かつ、当該指定建設作業若しくは当該工事の行われる場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、又は石綿含有建築物解体等工事を施工する者が遵守事項に従わないで工事を施工していると認めるときは、それらの事態を排除するため、指定建設作業若しくは当該工事又は石綿含有建築物解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、騒音、振動、粉じん若しくは汚水の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更することを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定建設作業若しくは第二百二十三条第一項に規定する汚水を排出する工事又は石綿含有建築物解体等工事を施工しているときは、期限を定めて、同項の事態を排除するために必要な限度において、騒音、振動、粉じん若しくは汚水の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更することを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日